

第23期第6回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和8年7月22日（水） 14：00

2 場 所 福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑 271 TEL 0944-73-6166)

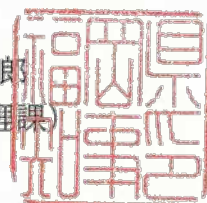
3 議 題

- (1) 令和8年度福岡県有明海区における機船船びき網（えび2そうびき網）漁業許可方針について（諮問）資料1
- (2) 福岡県有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について（諮問）資料2
- (3) じょれん及びふるいの目合の制限に係る委員会指示について（協議）資料3
- (4) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について（協議）資料4
- (5) 第48回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）資料5
- (6) さし網等漁業福岡佐賀相互入漁の申請状況について（報告）資料6
- (7) その他

8 漁管第 8 6 7 号
令和 8 年 7 月 3 日

福岡県有明海区漁業調整委員会 会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



令和8年度機船船びき網（えび2そうびき網）漁業許可方針の制定について（諮問）

このことについて、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、機船船びき網漁業（えび2そうびき網漁業）の許可を受けようとする船舶等の基準を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。



令和 8 年度機船船びき網（えび 2 そうびき網）漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

（1）許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

許可する船舶等の数の上限	住所要件
50 隻（25 統）以内	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市

（2）船舶の総トン数

定めなし

（3）推進機関の馬力数

定めなし

（4）操業区域

福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）

（5）漁業時期

令和 8 年 9 月 20 日から 11 月 30 日まで

2 許可の有効期間

1 年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、福岡有明海区漁業調整委員会の意見を聴いて、1 年より短い期間を定めることがある。

3 条件

- （1）区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲 200 メートル以内の海域において操業してはならない。
- （2）僚船は〇〇丸、F O 3 - 〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。
- （3）使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

4 申請書の添付書類等

- （1）漁業許可申請一覧表
- （2）適格性に関する申立書（別紙様式第 1 号）

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年、の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

6 その他

注意事項として、夜間操業する場合、海上衝突予防法（第 26 条）で定める灯火の内容（別紙）を許可証の裏面に添付する。

(別紙様式第 1 号)

適格性に関する申立書

令和 年 月 日

福岡県知事

殿

住 所
氏 名

私は、福岡県漁業調整規則第 10 条第 1 項第 1 号から第 4 号のいずれにも該当しない者であることを申立します。

なお、この申立書が虚偽であった場合、同規則第 22 条第 1 項に基づき、許可が取消されることについて、承知しています。

【参考：福岡県漁業調整規則（抜粋）】

（許可又は起業の認可についての適格性）

第十条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- 二 暴力団員等であること。
- 三 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- 五 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

(別 紙)

注意事項

夜間操業する場合は、海上衝突予防法（第 26 条）で下記のとおり、灯火を掲げることが規定されております。

【 記 】

1 長さ 12 メートル以上 20 メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1 灯	灯火の視認距離 3 海里以上
(2) 全 周 灯	緑色	1 灯	〃 2 海里以上
〃	白色	1 灯	〃 〃
(3) 舷 灯	緑色、紅色	1 対	〃 〃
(又は両色灯		1 灯)	
(4) 船 尾 灯	白色	1 灯	〃 〃

2 長さ 12 メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1 灯	灯火の視認距離 2 海里以上
(2) 全 周 灯	緑色	1 灯	〃 〃
〃	白色	1 灯	〃 〃
(3) 舷 灯	緑色、紅色	1 対	〃 1 海里以上
(又は両色灯		1 灯)	
(4) 船 尾 灯	白色	1 灯	〃 2 海里以上

(注) 航行中及び漁場移動中は、(1)、(3)、(4)の灯火を掲げ、操業中は(2)、(3)、(4)の灯火を掲げること。

機船船びき網（えび２そうびき網）漁業許可状況一覧表

		平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	許可隻数	０隻(０統)	０隻(０統)	０隻(０統)	０隻(０統)	４隻(２統)	０隻(０統)	０隻(０統)	０隻(０統)	０隻(０統)	２隻(１統)
福岡県	許可期間	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30	9.20～ 11.30
	操業区域	福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）									
	条 件	（１）区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲２００メートル以内の海域において操業してはならない。 （２）僚船は〇〇丸（Ｆ〇〇－〇〇〇〇〇）以外の船を使用してはならない。 （３）使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。									
		平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	許可隻数	１０隻(５統)	１０隻(５統)	１０隻(５統)	１０隻(５統)	８隻(４統)	８隻(４統)	６隻(３統)	２隻(１統)	２隻(１統)	２隻(１統)
佐賀県	許可期間	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30
		有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25
	操業区域	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）									
	条 件	１ 次に掲げる区域で操業してはならない。 （１）区画漁業権に基づくのり漁場の周囲１００メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲２００メートル以内の区域。 （２）竹羽瀬から１００メートル以内の区域。 ２ 指定された船以外を僚船に使用してはならない。 ３ 操業の際は、県が定める標旗を船舷上１．５メートル以上の高さに掲げなければならない。 ４ 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。									

令和8年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業許可方針（案）

第1 制限措置

- 1 漁業種類
えび2そう船びき網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
50隻（25統）
- 3 船舶の総トン数
制限なし
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）
- 6 漁業時期
佐賀県有明海 9月15日から11月25日まで
農林水産大臣管轄漁場 9月20日から11月30日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 - （1） 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - （2） 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - （3） 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - （4） 適切な資源管理を実践できる者
 - （5） 漁業の生産力の向上に努めようとする者
 - （6） 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

第2 許可の有効期間

令和8年9月15日から令和8年11月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和8年7月31日から令和8年8月21日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、25件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、件数の計算は、2隻1統を1件とする。（以下この許可方針において同じ。）
- 3 令和8年10月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が25件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加し

た申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

- 4 合計数が25件に到達した日以降から令和8年10月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和8年7月31日から令和8年8月21日までにおける受付数が25件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和7年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和7年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和8年8月22日以降における合計数が25件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- 1 次に掲げる区域で操業してはならない。
 - (1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。
ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。
 - (2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。
- 2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。
- 3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

8 漁 管 第 9 0 0 号
令 和 8 年 7 月 6 日

福岡県有明海区漁業調整委員会
会長 半田 亮司 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡県有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」とい
う。）第58条において読み替えて準用する同法第42条（以下「第42条」と
いう。）第1項及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下
「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の
内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第
3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（福岡県有明）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

（1）県外からの入漁分

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
刺し網漁業	えび三重流し刺し網	福岡県有明海海域 （農林水産大臣管轄漁場を除く。）	1月1日から12月31日まで	制限なし	制限なし	8	佐賀県有明海区の海面に沿う市町又はそれに隣接する市町に住所を有する者
	すずき流し刺し網						
	雑魚一重流し刺し網						
固定式刺し網漁業	固定式刺し網						
げんしき網漁業	げんしき網						

（2）県内許可分

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	固定式刺し網	福岡県有明海海域 （農林水産大臣管轄漁場を含む。）	1月1日から12月31日まで	制限なし	制限なし	4	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市に住所を有する者
えび2そうびき網漁業	えび2そうびき網	福岡県有明海海域 （農林水産大臣管轄漁場を含む。）	9月20日から11月30日まで	制限なし	制限なし	2	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年8月1日から令和8年8月31日まで

現行

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第114号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるアサリ資源の保護及び乱獲を防止するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和5年8月15日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

- 1 採捕の制限（じょれん及びふるいの目合の制限）
 - （1）アサリを採捕するじょれんの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。
 - （2）アサリを選別するふるいの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。
- 2 指示の適用海域
福岡県有明海区海面
- 3 指示の有効期間
令和5年9月1日から令和8年8月31日まで

更新案

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第1 1 7号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるアサリ資源の保護及び乱獲を防止するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和 8 年 8 月 ____ 日（公報登載日）

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

- 1 採捕の制限（じょれん及びふるいの目合の制限）
 - （1）アサリを採捕するじょれんの縦目の目合は、内のり 1. 2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。
 - （2）アサリを選別するふるいの縦目の目合は、内のり 1. 2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。
- 2 指示の適用海域
福岡県有明海区海面
- 3 指示の有効期間
令和 8 年 9 月 1 日から令和 1 1 年 8 月 3 1 日まで

福有漁第58号
令和8年7月14日

福岡県有明海区漁業調整委員会
会長 半田亮司 殿

福岡有明海漁業協同組合連合会
代表理事会長 堤大輔



「アサリを採捕するじょれん及びふるいの目合の制限」に係る
漁業調整委員会指示の延長について（要望）

有明海における漁業振興につきましては、平素より特段のご高配を賜り厚く
お礼申し上げます。

現在、貴委員会にご助力賜り、漁業調整委員会指示第114号による、アサ
リを採捕する漁具（じょれん及びふるい）の制限をしていただいておりますが、
今年8月31日でその委員会指示の有効期限が終了します。

つきましては、引き続き漁業調整委員会指示を令和11年8月31日まで3
年間延長（発動）していただきますよう要望いたします。

なお、漁連といたしましてもより一層の資源保護育成に努めてまいること
を申し添えますとともに、公的規制による資源保護にご助力賜りますようよろし
くお願い申し上げます。



全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について

1 要望の提出・取りまとめの流れ

- ・全漁調連九州ブロック会議の幹事県（鹿児島県）より、令和9年度国への要望事項に関する照会。
- ・本県要望は、各海区（筑前、有明、豊前）漁業調整委員会にて協議し、承認後に提出。
- ・各県の要望は、九州ブロック会議にて審議後、全漁調連に九州ブロック要望事項として提出。
- ・全漁調連事務局（山口県）が各ブロックの要望を集約し、理事会及び総会での審議後、次年度7月頃に国関係機関（水産庁、国土交通省、防衛省等）へ要望。

2 要望集約方法の見直し

- ・従来、各県からの要望は、事項毎に趣旨、要望内容を具体的に記載し、九州ブロックに提出。
- ・九州ブロック会議では、各県からの要望に特段の支障なければ、そのまま全漁調連に提出しており、全漁調連事務局では各ブロックからの要望集約、整理に多大な労力。
- ・このため、今年度からは国への要望書として全漁調連事務局が整理した「たたき台」をベースとし、各県・各ブロックでこれを修正・追加を行う方式に見直し。

3 福岡県要望と全漁調連「たたき台」との関連

- ・本県では、R5年度以降、次の要望事項を継続して提出。
 - ①大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定
 - ②新たな資源管理措置
 - ③我が国EEZ内における韓国漁船の操業禁止及び取締り強化
- ・本県要望事項と連動するたたき台は別表のとおり。
- ・たたき台は、全国要望として整理されているため、各県の個別具体的な事情や内容は記載されていないが、本県の要望趣旨や要望内容は概ね反映。

【参考】

○要望事項とりまとめの留意点について（H19．全漁連会長）

- ・要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に即したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。

別表 福岡県要望とたたき台との関連（比較表）

R 7 福岡県要望内容	全漁調連事務局たたき台（抜粋）
①大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定 1 本県沖ノ島周辺海域などでは大規模な漁場造成事業を実施し、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っていることから、当該海域の大中小型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。 2 資源保護のため、大中小型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。 3 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。	Ⅲ 沿岸漁業と沖合漁業の調整について P 5～6 ・沖合漁業に対し、沿岸漁業者が自主的に実施している資源管理措置への参画及び遵守を指導すること。 ・沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスのとれた規制を行うこと。 ・VMS情報を積極的に活用した、より実効性のある監視・取締りを強化すること。 ・漁業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。
②新たな資源管理措置 1 資源評価の精度向上を図ること。 2 資源管理の実施に当たっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を十分に得るとともに、沿岸漁業の経営に配慮して行うこと。 3 遊漁者に対しても資源管理に取り組む体制を作ること。 4 資源管理措置により、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営維持のための対策を講じること。 5 ステップ3への移行までに、TAC管理を導入した場合の漁獲枠の配分方法、適切な管理期間、漁獲量の集計・管理方法などについて、具体的方針を示した上で、関係者の理解を得ること。	Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について P 7～8 ・資源評価の精度を向上させること。 ・TAC対象魚種の追加等に当たっては、漁業者や関係団体に分かりやすく説明し、十分な理解と同意を得た上で進めること。 ・資源評価の精度や適正・柔軟なTAC運用方法が十分に確立されていない段階では、過度に厳格な数量管理を行わないこと。 ・資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合には、経営を維持するために必要な対策を講じること。 Ⅵ 海面利用をめぐる調整について P 16 ・遊漁者の組織化を進めるとともに、遊漁者も禁止措置を含めた資源管理に参加させる法制度や体制を整備し、全国的な資源管理導入ルールを図ること。
③我が国EEZ内における韓国漁船の操業禁止及び取締り強化 1 我が国のEEZ内における韓国漁船の操業を禁止すること。 2 取締り強化により、我が国漁船の安全操業を確保すること。	Ⅴ 外国漁船等問題について P 11、13 ・韓国漁船が我が国EEZ内で操業できない状況を維持すること。 ・我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制を一層強化すること。

令和9年度要望「たたき台」

令和8年(2026年)4月
全漁調連事務局

冒頭前文

令和2年12月、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の持続的な利用の確保を基本に、資源管理の強化、水面の総合的な利用、密漁対策の強化など、水産政策をめぐる制度運用は大きく変化してきました。

また、令和4年3月に閣議決定された水産基本計画では、「海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」、「増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現」、「地域を支える漁村の活性化の推進」を柱として、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。

このような状況の下、地域の実情に即した漁業調整を担ってきた海区漁業調整委員会は、各種水産施策を現場で具体化していく上で、その役割の重要性が一層高まっており、引き続き十分に機能を発揮していくことが求められています。

沿岸漁場においては、違法操業や密漁が依然として後を絶たず、流通段階も含めた「密漁もの」の排除と一体となった取締りの強化により、漁業秩序の維持を図る必要があります。

また、沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業は、同一の水域や資源を利用する関係にあることから、操業秩序の確保を前提に、漁場利用や資源利用をめぐる調整を進め、相互理解の下で共存共栄を図っていくことが重要です。

さらに、沿岸資源を持続的かつ適正に利用していくためには、資源評価の精度向上、漁獲実態の的確な把握、漁業者が取り組んできた自主的な資源管理の適切な評価、漁業実態に即した柔軟な制度運用を進める必要があります。そのためには、行政・研究機関と漁業者・関係団体との情報交換や情報共有を十分に図りながら、資源管理の実効性を高めていかなければなりません。一方で太平洋クロマグロをはじめとする広域資源や、マサバ、カツオ、サンマ等の沿岸重要資源の管理においては、国際的な資源管理との整合を踏まえた適切な対応が求められています。

また、我が国周辺水域をめぐるっては、近隣諸国との協議が続けられているものの、排他的経済水域(以下「EEZ」という。)や暫定水域等において、なお大きな課題が残されています。外国漁船による違法操業や無秩序な操業、投棄漁具による漁場環境の悪化や資源への影響、我が国漁船の操業や漁具への被害に加え、外国公船の動向把握、監視・取締体制の強化、被害に対する救済・対策の充実など、漁業者が安全に操

業できる環境の確保が重要となっています。北朝鮮による弾道ミサイル発射も、海上で操業する漁業者にとって大きな不安要因となっており、安全確保と迅速かつ的確な情報提供体制の整備が引き続き必要です。

加えて、海面利用の多様化に伴い、遊漁やプレジャーボート等の海洋レジャーと漁業との摩擦、事故防止と漁業被害の抑止、資源管理の実効性の確保など、海面利用をめぐる調整の重要性も一層高まっています。

以上の状況を踏まえ、全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和9年5月〇日の第63回通常総会において、上記問題を解決するため、全会一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和9年〇月〇日

全国海区漁業調整委員会連合会

会 長 中 島 均

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者を主体に、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理など、幅広い役割を担い、その適切な運用を通じて漁業制度の円滑な運営に寄与してきました。

近年、漁業調整や資源管理をめぐる課題が複雑化・多様化する中、海区漁業調整委員会に求められる役割は一層重要となっており、引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構としてその機能を十分に発揮していく必要があります。

また、これらの課題に的確に対応するためには、委員の資質向上を図るとともに、十分な議論の場を確保し、それを支える安定した財政基盤を確保することが不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、漁業者及び漁業従事者を主体とする組織として、その権限と役割が今後も十分に発揮されるよう制度運用を図ること。

2 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与できるよう、国は海区漁業調整委員、地方自治体及び漁業関係者に対し、必要な情報提供と適切な指導・助言を行うこと。

漁業調整や資源管理をはじめとする広範な事案について、公平公正な審議を行うためには、専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

3 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、引き続き安定した財政基盤を確保すること。

Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について

密漁をはじめとする違法操業は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するだけでなく、漁業者が取り組む種苗放流や資源管理への意欲を減退させるなど、沿岸漁場の秩序を揺るがす大きな要因となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則の強化が図られたものの、依然として密漁は巧妙化・広域化し、組織的な違法操業への対応が課題となっていることから、取締体制の強化や関係機関の連携強化を引き続き進めていく必要があります。

また、密漁の未然防止と漁業秩序の維持を図るためには、現場における取締りや啓発活動への支援に加え、生産者、流通関係者等が連携し、「密漁もの」の排除と流通の透明化を一体的に進めていくことが必要です。

つきましては、沿岸漁場の秩序維持について、次のとおり要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

- (1) 組織化及び広域化する密漁に対処するため、定期的な連絡会議や都道府県との情報交換を通じ、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制を一層強化するとともに、警察庁とも引き続き協力・連携し、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。
- (2) 漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。
- (3) 漁業者が実施する密漁パトロールに要する費用や、密漁防止看板の設置等の啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を拡充すること。

2 「密漁もの」の流通防止

- (1) 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を排除するよう指導・啓発と監視体制を強化すること。
- (2) 水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者への周知を引き続き徹底するとともに、シラスウナギなど県域を越えて広域に流通する資源については、国主導で流通の透明化を図ること。

Ⅲ 沿岸漁業と沖合漁業の調整について

沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業は、同一の水域や資源を利用する関係にあり、操業形態や漁獲特性の違いから、漁場利用や資源利用をめぐる調整が恒常的な課題となっています。

沿岸漁業者は、地域に根ざした操業の中で自主的な資源管理にも取り組んできましたが、沖合漁業による大量漁獲や操業の広域化・大規模化に対する懸念は依然として解消されていません。

このため、沿岸漁業と沖合漁業が共存共栄を図っていくためには、関係者間の協議を継続的に行い、漁場利用や資源管理の在り方について相互理解を深めるとともに、沖合漁業に対しては、沿岸漁業者が自主的に実施している資源管理措置への参画及び遵守を徹底する必要があります。

また、大臣許可漁業については、漁船の大型化や操業の広域化に伴い、沿岸漁業との漁場競合や操業秩序をめぐる懸念が生じていることから、操業実態を的確に把握し、監視・取締り体制を強化し、操業秩序の確立を図る必要があります。

つきましては、沿岸漁業と沖合漁業の調整について、次のとおり要望いたします。

1 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄

沿岸漁業と沖合漁業との共存共栄を図るため、関係者会議を積極的かつ継続的に開催すること。

また、沖合漁業に対し、沿岸漁業者が自主的に実施している資源管理措置への参画及び遵守を指導すること。

さらに、大臣許可漁業の漁船の大型化に当たっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスのとれた規制を行うこと。

2 大臣許可漁業の操業秩序と監視・取締り

(1) 大臣許可漁業の操業監視・取締り体制の強化(VMSの活用等)

大中型まき網漁業の付属船も含め、VMS情報を積極的に活用した、より実効性のある監視・取締りを強化すること。

また、VMS航跡情報について、国だけでなく都道府県でも確認できるよう、体制を構築すること。

さらに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは把握できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

(2) AIS の適切な運用の徹底

AIS のさらなる利用普及に努めるとともに、既に義務付けられている常時作動が確実に履行されるよう指導を徹底すること。

IV 沿岸資源の適正な利用について

水産資源の持続的な利用を確保するため、沿岸漁業者は、栽培漁業や資源管理の取組を通じて、資源の維持・増大に努めてきました。

一方、資源評価に基づく管理手法の導入やTAC制度の運用が進む中で、資源評価の精度向上、漁獲実態の的確な把握、漁業者が取り組んできた自主的な資源管理の評価、漁業実態に即した柔軟な制度運用など、なお解決すべき課題が残されています。

加えて、こうした制度の運用に当たっては、行政・研究機関と漁業者・関係団体との情報交換や情報共有を十分に図っていくことが重要です。

また、太平洋クロマグロについては、資源回復が進む一方で、資源回復や来遊状況の変化に伴う突発的な漁獲への対応、地域・漁業種類間の配分の公平性の確保、いか釣り漁業等への影響への対応、遊漁を含めた管理の実効性確保などの課題が生じています。

さらに、マサバ、カツオ、サンマ等の沿岸漁業にとって重要な資源についても、外国漁船による漁獲や公海域を含む国際的な漁獲圧、海洋環境の変化が資源動態に与える影響を踏まえた適切な管理が必要となっています。

つきましては、沿岸資源の適正な利用について、次のとおり要望いたします。

1 資源管理制度の運用と資源評価・漁獲把握の充実

(1) 資源評価の精度向上

利用可能な最大限の漁獲データに加え、海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境及び水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。

その上で、同一資源を利用する外国漁船及び遊漁者の漁獲実態を資源評価に適切に反映させるとともに、研究機関の体制強化・拡充を図り、資源評価の精度を向上させること。

(2) 自主的な資源管理の評価

新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価すること。

その上で、当該管理手法が十分な効果を発揮している魚種については、資源評価の中で自主的な資源管理の効果が明確に分かるよう配慮するとともに、漁獲量

管理に固執せず自主的な資源管理による対応を検討すること。

従来より関係都道府県が連携して資源管理に取り組んでいる資源については、引き続き国が資源管理体制を維持し、必要な支援を行うこと。

(3) 慎重なTAC導入と柔軟な運用

TAC対象魚種の追加等に当たっては、漁業者や関係団体に分かりやすく説明し、十分な理解と同意を得た上で進めること。

また、資源評価の精度や適正・柔軟なTAC運用方法が十分に確立されていない段階では、過度に厳格な数量管理を行わないこと。

なお、都道府県間や大臣管理区分との漁獲枠の融通や次期管理期間からの前借、また複数年管理や期中のTAC調整を可能とするなど、資源の上振れ発生時ややむを得ない混獲により操業停止等に陥らないための仕組みを構築すること。

(4) 漁業経営に配慮した漁獲管理

複数魚種を同時に漁獲する漁法については、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定するなど、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に過度な制約が生じないように、漁業実態に適した管理手法を示すこと。

また、資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合には、経営を維持するために必要な対策を講じること。

(5) 混獲削減・選択性向上に資する技術開発

定置網漁業等の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚・小型魚を極力削減する技術について、国主導で開発を進めるとともに、普及が促進されるよう適切な支援策を設けること。

(6) 漁獲量把握と報告体制の強化

TAC対象魚種について、漁協共販などの既存の管理体制を通さない取引を含め、漁獲から水揚げ・流通に至るまでの実態を把握できる報告・監視体制を整備し、遺漏のない漁獲量把握の仕組みを構築すること。

また、報告の正確性・迅速性を確保しつつ、現場の事務負担の軽減に配慮した報告方式・システムとすること。

2 太平洋クロマグロの資源管理

(1) 国際会議(WCPFC等)における我が国漁獲枠の確保・拡大

ア 我が国漁獲枠の拡大

太平洋クロマグロの資源回復状況に見合った我が国漁獲枠の拡大が図られるよう、WCPFC等の国際会議において引き続き議論を主導すること。

また、最新の情報が漁獲枠に適時適切に反映されるよう、資源評価の頻度や手法について必要に応じて見直しを行うとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

イ 管理戦略評価(MSE)を踏まえた管理方式の検討と合意形成

資源評価の結果に基づき自動的に漁獲枠が設定されるMSEの議論が進められているが、管理方式の見直しに当たっては、漁業者をはじめ関係者に丁寧に説明し、十分な理解を得て進めること。

(2) 国内配分の公平性確保と留保枠の運用改善

国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、地域・漁業種類間で不公平が生じないように見直すこと。

また、国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分とするとともに、最大限活用できる仕組みを確立すること。

(3) 沿岸くろまぐろ漁業等の管理の適正化

大臣届出漁業である沿岸まぐろはえ縄漁業者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

(4) いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発

クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を加速させること。

(5) 太平洋クロマグロに係る遊漁者等の管理徹底

遊漁者及び遊漁船業者による採捕が資源管理の実効性を損なうことのないよう、現行の採捕規制及び採捕報告制度の周知徹底を図るとともに、監視活動及び取締りを一層強化すること。

併せて、将来的なライセンス制の導入も含めた遊漁管理の在り方について検討を進めること。

3 沿岸重要資源の適正利用

我が国周辺海域へ来遊するマサバ、カツオ、サンマ等の重要資源について、最新の資源評価に基づく適切な資源管理を徹底し、漁獲圧の適正化及び秩序ある資源利用を確保すること。

あわせて、外国漁船による漁獲実態や公海域を含む国際的な漁獲圧、海洋環境の変化が来遊量や資源動態に及ぼす影響を科学的に把握・評価し、資源評価の精度向上を図ること。

その上で、国際的な資源管理の枠組みにおいて、漁獲上限や国別枠等の実効性ある管理措置の実現に向け、我が国が主導的に協議を推進すること。

近隣諸国との間では、政府間や民間において様々な協定の締結や協議が行われ、漁業秩序の確立に向けた努力が続けられている一方、我が国の排他的経済水域（EEZ）や暫定水域等をめぐっては、依然として大きな課題が残されています。

我が国周辺水域では、外国漁船による違法操業や無秩序な操業がみられ、サンゴ網やかにかご等の投棄漁具による漁場環境の悪化や資源への影響が懸念されるとともに、漁具被害等、我が国漁船の操業に大きな支障が生じています。

また、暫定水域を含む広い海域に分布する資源については、漁業秩序の確立と資源管理体制の構築を図ることが引き続き重要な課題となっています。

さらに、我が国漁業者の操業機会の確保、外国漁船や外国公船の動向把握、監視・取締体制の強化、外国漁船等の避泊に伴う地元漁業や海洋環境への影響の防止、投棄漁具や漁具被害に対する救済・対策の充実など、漁業者が安全に操業できる環境を確保することが重要となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイル発射は、海上で操業する漁業者にとって大きな不安要因となっており、安全確保と迅速かつ的確な情報提供体制の整備が引き続き必要です。

つきましては、外国漁船問題等について、次のとおり要望いたします。

1 国・地域別の操業秩序と漁業協定等の見直し

（I）大韓民国（韓国）

ア 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定

竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。

イ 我が国EEZ内への入漁抑止

韓国漁船の我が国EEZ内への入漁が再開された場合、以前のように我が国漁船との操業トラブルが頻発する恐れがあるため、韓国漁船が我が国EEZ内で操業できない状況を維持すること。

ウ 暫定水域における操業秩序等

日韓暫定水域内においては、韓国政府へ操業秩序やルールの厳守を要請するとともに、効果的な資源回復・管理対策を講じること。

また、ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種について、TAC対象魚種拡大の議論に先立ち、漁業秩序の確立と資源管理体制の構築に向けた協議及び共同調査体制の整備を進めること。

さらに、海底清掃に係る民間合意については、その趣旨が十分反映されるよう国として積極的に関与すること。

(2) 中華人民共和国(中国)

日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船に操業条件を遵守させ、今後、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。

また、中国国内法でも禁止されているさんご網漁業について、取締りを可能にする体制を構築し、再発防止を徹底すること。

さらに、北緯27度以南の海域について、虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

(3) ロシア連邦(ロシア)

ロシアとの4漁業協定に基づく我が国漁業について、協定に基づく操業機会の確保を強力に推進するとともに、漁業者が希望する操業条件の実現に向けた積極的な外交交渉と国による支援を継続的に行うこと。

また、我が国EEZ内に入域し操業するロシア漁船について、操業実態を踏まえ、漁獲割当量の設定や漁獲物組成の透明化等により資源への影響を抑制するとともに、我が国漁船の安全な操業及び漁具被害を防止するため、必要な連絡体制を確保すること。

(4) 台湾

日台漁業取決めについて、適用水域から「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、地理的中間線から東側の我が国EEZ内においては、取決め適用水域を除き台湾漁船の操業を認めないこと。

また、先島諸島南側水域等の適用水域拡大については、今後協議の対象としないこと。

あわせて、取決め適用水域内において、我が国漁船が安全に操業できる水域の拡大、操業隻数制限等の資源管理措置に関する協議を進めるとともに、台湾漁船のPI保険加入の義務化を含め、衝突等事故への対応の実効性確保を図ること。

2 外国漁船等に対する取締・監視等の強化

(1) 領海及び EEZ 内における取締体制の強化

我が国漁船の安全操業を確保するため、海上保安庁の巡視船艇及び水産庁漁業取締船の増隻並びに人員体制の増強等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制を一層強化すること。

(2) 外国公船等の動向監視と我が国漁船への情報提供体制の強化

中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為について、再発防止の徹底を図ること。

また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、海上保安庁の巡視船艇及び水産庁漁業取締船から、周辺で操業する漁船や関係機関へ即時に情報提供できる体制を一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心して操業できるよう対策を強化すること。

(3) 外国漁船等の避泊に伴う漁業被害防止と海洋環境保全

外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風接近時など船舶の安全確保上やむを得ない場合に限り認める運用を徹底すること。

また、避泊中の錨泊位置や期間、廃棄物処理等に関するルールの遵守について、国が監視・指導を強化し、地元漁業や環境への被害を最小限に抑えるよう必要な措置を講ずること。

3 外国漁船による投棄漁具及び漁具被害への救済・対策

外国漁船による無秩序な操業、漁具の投棄等により、我が国漁船の操業に支障が生じているため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実・強化すること。

また、漁具被害の復旧支援については、全額補助や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、制度の拡充を検討すること。

なお、海底清掃の実施後も回収しきれないサンゴ網については、除去技術の開発を進め、回収に努めること。

4 北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保

北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射については、外交ルート等を通じて国際社会と連携し、その抑止と問題の解決に努めること。

また、発射の兆候・発射情報を迅速かつ確実に把握し、沿岸自治体や漁業者への即時の情報提供、VMS 等を活用した漁船位置の把握及び緊急連絡・避難体制の整備・運用を一層強化し、漁業者の安全確保に万全を期すこと。

VI 海面利用をめぐる調整について

海面は、漁業だけでなく、遊漁や遊泳、ダイビング、プレジャーボート等による海洋レジャーにも広く利用されており、その利用形態は一層多様化しています。特に、遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁では、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理への悪影響が懸念されています。

このため、遊漁については、遊漁マナーや漁業制度に関する周知・啓発を進めるとともに、環境保全対策を講じ、遊漁による資源利用の実態把握や、遊漁者が資源管理に参加するための体制整備を図る必要があります。

また、プレジャーボート、水上オートバイ等については、安全運航の確保と漁業被害の防止の観点から、利用者の把握や組織化、保険加入の義務化を含む被害補償の充実、安全教育の徹底など、実効性ある対策を進める必要があります。

さらに、操縦免許や船舶検査を要しないミニボート等については、耐航性や視認性に対する認識が十分でないまま沖合への出航や夜間航行が行われ、海難事故が発生していることから、操縦免許の義務化など新たな規制の創設を含めた安全対策の強化、利用者把握及び保険加入の促進等を図る必要があります。

加えて、海面利用の多様化が進む中、風力発電等の海上大規模開発事業については、地元漁業者に限らず、漁場利用等で関係する他都道府県の漁業者等に対しても、早期の情報伝達と誠実な説明を確保する必要があります。

つきましては、海面利用をめぐる調整について、次のとおり要望いたします。

1 海洋レジャーとの調整

(1) 秩序の維持と環境保全

ア 遊漁マナー・漁業制度の周知と広報の強化

地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルを未然に防止するため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が、当事者に限らず、広く国民に理解が得られるよう、積極的な広報・啓発を行うこと。

その実施に当たっては、漁業関係団体及び全国レベルの遊漁関係団体等と連携し、イベント、小型船舶操縦免許講習及び更新講習、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を行うこと。

イ 環境保全対策の強化

遊漁者によるゴミの投棄等に対する対策として、罰則の強化やガイドラインの策

定等の環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

(2) 資源管理の実効性確保

ア 遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、海岸域の遊漁者のほか、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、クロマグロで導入されている採捕報告義務付けや届出制の運用状況を踏まえ、マダイやサケなど漁業者の主要な漁獲対象魚種についても、資源評価に活用可能な釣獲情報を確実に把握し、管理する制度を創設すること。

イ 遊漁者が資源管理に参加する体制整備

漁業者に対する操業規制との公平性を確保する観点から、遊漁者の組織化を進めるとともに、遊漁者も禁止措置を含めた資源管理に参加させる法制度や体制を整備し、全国的な資源管理導入ルールを図ること。

また、都道府県域を越えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の遊漁管理制度の整備を検討すること。

(3) 安全確保と被害補償

ア プレジャーボート等の運航安全の確保と漁業被害の防止

法令や規則、マナーの周知徹底並びに安全教育を実効あるものとするため、プレジャーボートや水上オートバイ等の利用者の把握及び組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

また、特に無謀な操船や海難事故が頻発している水上オートバイ等については、安全確保の観点から、利用者に対し継続的な研修受講を義務付けるなど、必要な対策を講じること。

イ プレジャーボート等の利用者に対する賠償責任保険加入義務化

プレジャーボート等の利用者に対し、漁業被害を含む対人・対物賠償責任を担保する保険加入を義務付ける制度を整備すること。

その制度設計に当たっては、対人被害に加え、休業損失や漁具等の物損被害についても担保できる補償内容とすること。

また、義務化が実現するまでの間は、任意保険加入率向上に資する取組を強化

すること。

ウ スピアフィッシングに関する安全確保と周知・啓発

漁船等との衝突事故防止とスピアフィッシング利用者の安全確保の観点から、標識の適切な使用を含め、各地域のルールや資源管理の趣旨等について、周知・啓発を一層強化すること。

(4) ミニボート等による危険行為の防止

ア 操縦免許義務化等による安全対策の強化

海面利用者相互の安全を確保するため、推進機を有するミニボートについては、操縦免許の取得を義務化すること。

併せて、ミニボート等による夜間航行の禁止、航行区域(距離)の制限強化、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むこと。

また、衝突事故防止の観点から、目印となる旗やレーダー反射板、ポール等の設置を義務化すること。

これら安全対策の制度化に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が連携して対応すること。

イ 安全講習の義務化と所有者把握

ミニボート等(SUPを含む)の販売に際しては、操縦や安全に関する講習の受講を購入条件とし、店頭販売のみならずインターネット販売においても適用されるよう、ボート製造・販売業界に対し強く指導すること。

また、海難事故時には利用者不明となり救助活動に支障をきたすおそれがあることから、購入者の氏名や連絡先等を把握できる仕組みを早急に検討すること。さらに、円滑な救難活動の実施に資するよう、登録制度や組織化、検査制度など、所有者を把握できる実効性のある対策を講じること。

ウ 保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務付けること。

また、義務化が実現されるまでの間は、当該保険への加入促進に向け、より実効性のある取組みを強化すること。

さらに、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートについても加入できる保険制度の

整備を図ること。

2 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元だけでなく漁場利用等で関係する他都道府県の漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明するよう開発者を指導すること。

第48回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時： 令和8年6月15日（月） 14：00～
場 所： Microsoft Teams を使用したウェブ会議

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- (1) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の会長及び会長職務代理者の互選について
- (2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会事務規程の一部改正について
- (3) その他

4 閉 会

日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：29人（大臣選任10人、道府県互選19人）

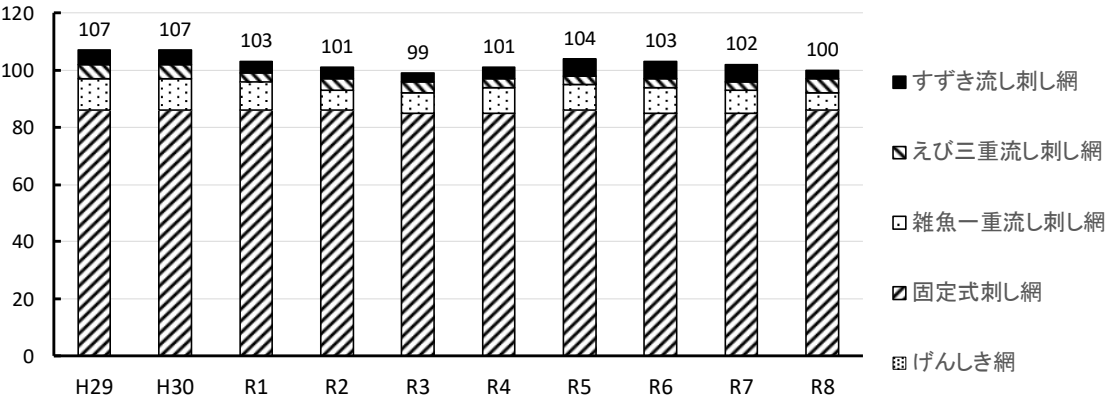
任 期：4年 大臣選任委員（第7期）：2026年 6月15日～2030年6月14日

道府県互選委員（第7期）：2025年10月 1日～2029年9月30日

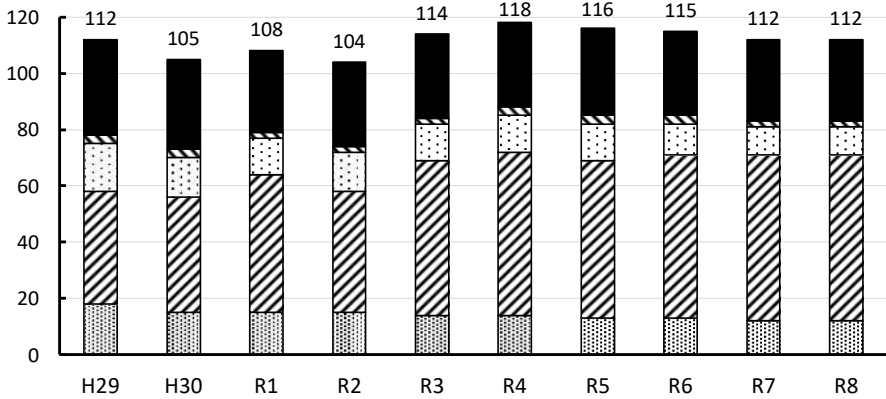
区 分		氏 名		現 職	出欠
道府県互選	北海道	工藤 幸博	ユキヒロ	檜山海区漁業調整委員会 会長	×
	青森県	立石 政男	マサオ	青森県西部海区漁業調整委員会会長代理	×
	秋田県	大竹 敦	アツシ	秋田海区漁業調整委員会会長代理	○
	山形県	加藤 栄	サカエ	山形海区漁業調整委員会会長	×
	新潟県	土屋 貞男	サダオ	新潟海区漁業調整委員会会長	○
	富山県	網谷 繁彦	シゲヒコ	富山海区漁業調整委員会会長	○
	石川県	勝木 省司	シロウジ	石川海区漁業調整委員会会長	×
	福井県	浦谷 俊晴	トシハル	福井海区漁業調整委員会委員	×
	京都府	倉 幹夫	ミキオ	京都海区漁業調整委員会委員	×
	兵庫県	川越 一男	カズオ	但馬海区漁業調整委員会会長	○
	鳥取県	山根 慎司	シンジ	鳥取海区漁業調整委員会委員	○
	島根県	永松 正則	マサノリ	島根海区漁業調整委員会会長	×
	山口県	仁保 宣誠	ムベナリ	山口県日本海海区漁業調整委員会委員	○
	福岡県	富重 信一	シンイチ	筑前海区漁業調整委員会会長	○
	佐賀県	伊藤 史郎	シロウ	松浦海区漁業調整委員会委員	○
	長崎県	大久保 照享	テルタカ	長崎県北部海区漁業調整委員会委員	○
	熊本県	山田 雅章	マサアキ	天草不知火海区漁業調整委員会委員	○
	鹿児島	阿久根 金也	キンヤ	鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長	○
	沖縄県	藤田 喜久	ヨシヒサ	沖縄海区漁業調整委員会委員	○
大臣選任	漁業者代表	近廻 典子	ノリコ	共和水産株式会社 執行役員海務部長	○
		本川 貴広	タカヒロ	大栄水産株式会社 代表取締役社長	○
		佐藤 みゆき	サトウ	株式会社タカスイ 総務部長	○
		黒川 明康	ハルヤス	稚内機船漁業協同組合 代表理事組合長	○
		吉岡 力男	リキオ	兵庫県機船底曳網漁業協会 理事	○
		室崎 拓勝	ヒロマサ	株式会社浜田あけぼの水産 代表取締役	×
		山本 進一	シンイチ	鹿児島県近海まぐろ漁業者協議会 会長	○
	学識経験	中原 尚知	ナオトモ	東京海洋大学 教授	○
		渡慶次 力	ツトム	福井県立大学 准教授	○
		結城 未来	ミク	キャスター・健康ジャーナリスト	○

令和 8 年度刺し網等漁業福岡佐賀相互入漁の許可状況について（令和 8 年 7 月 1 日現在）

組合名 漁業種類	福岡県⇒佐賀県（R 8 佐賀県許可隻数）											佐賀県⇒福岡県（R 8 福岡県許可隻数）										
	大川市	川口	浜武	沖端	両開	柳川	皿垣開	有明	大和	三里	福岡県計	諸富町	大詫間	南川副	広江	東与賀町	久保田町	芦刈	福富町	白石	大浦	佐賀県計
すずき流し刺し網	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	3	0	10	9	2	3	0	1	0	1	29
えび三重流し刺し網	0	3	1	0	0	0	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
雑魚一重流し刺し網	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	0	2	2	0	2	0	0	0	1	10
固定式刺し網	29	9	18	23	0	0	1	1	2	3	86	23	4	18	0	1	2	0	2	5	4	59
げんしき網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	3	0	0	0	0	0	0	12
計 (120隻以内)	34	14	19	24	0	0	1	1	2	5	100	39	4	30	14	3	7	0	3	5	7	112



福岡県から佐賀県への入漁隻数



佐賀県から福岡県への入漁隻数